

平成20年度 大里・妻沼・江南商工会共同事業

平成20年度大里・妻沼・江南商工会は、埼玉県の提案型指導事業として「3商工会相互乗り入れ事業」を実施しています。大里・妻沼・江南地区商工業者の皆さん、商工会に加入しませんか？皆様の参加をお待ちしております。

融資のご相談は商工会へ！（皆様に合った融資制度を紹介・斡旋いたします）

○緊急保証制度

・対象業種(698業種)に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している中小企業者の方が対象です。この制度は信用保証協会の100%保証です。

・緊急保証制度の流れ

認定：熊谷市商業観光課

受付：金融機関 信用保証協会 商工会等

※商工会等の受付は埼玉県の経営安定化資金での受付となります。また、申込後、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

○経営安定化資金（知事指定等貸付）

・698業種に該当しない中小企業者の方で、最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している方は商工会等にて経営安定化資金(知事指定等貸付)で認定・受付けいたします。

限度額：5,000万円

利率：年1.4%以内

期間：7年以内

担保：金融機関及び信用保証協会との協議による

保証人：個人：不要、法人：代表者のみ

信用保証：付する(年0.45%~1.59%)

※詳細については各商工会へお問い合わせください。



○熊谷市の一般事業資金のご案内

・熊谷市の一般事業資金については、期限内に完済した利用者に、信用保証協会に支払った保証料を、貸付元金2,000万円を上限に補助しています。また、平成20年12月24日から平成21年3月31日までに申し込みされた利用者で、約定どおり返済されている方には、さらに貸付日から3年間に限り支払利子分を市が50%以内で補助しています。

限度額：3,000万円(運転資金及び設備資金)

利率：年2.05%

期間：10年以内 月賦償還

担保：必要に応じて徴する

保証人：個人：不要、法人：代表者のみ

信用保証：付する(年0.45%~1.59%)

○熊谷市の緊急経営安定資金のご案内

・熊谷市の緊急経営安定資金については、平成20年12月24日から平成21年3月31日までに申し込みをされた方に支払利子分を市が全額補助しています。

限度額：300万円(運転資金)

利率：保証協会付 年1.25%

保証協会無し 年1.75%

期間：1年以内 割賦償還

担保・保証人・信用保証：指定金融機関と融資

申込者の協議により定める

※熊谷市の融資制度・緊急保証制度の認定につきましては、熊谷市商業観光課 048-524-1111 内線309、467)又は各商工会へお問い合わせください。



○マル経融資制度（小企業等経営改善資金融資制度）

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々のバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。

限度額：1,000万円

期間：運転資金は5年以内
設備資金は7年以内

利率：2.20% (平成21年1月1日現在)

担保・保証人・信用保証：不要

要件：

・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方

・商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている方

・義務納税額（所得税、法人税、事業税、都道府県民税もしくは市町村民税）を完納している方

・原則として同一地区内で最近1年以上事業を行っている方

・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

※詳細については各商工会へお問い合わせください。



ホームページのご案内

大里商工会：<http://www.shoukou-k.com/>

(ヤフーで「大里商工会」で検索していただければ、1番に表示されます。)

妻沼商工会：<http://www.menuma-syoukoukai.jp/>

(ヤフーで「妻沼商工会」で検索していただければ、1番に表示されます。)

江南商工会：<http://www.syokoukai.or.jp/~kounan/>

(ヤフーで「江南商工会」で検索していただければ、1番に表示されます。)



